

(保 44)

平成 22 年 6 月 4 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

### 指導の取扱いについて

平成 22 年 4 月 27 日付け (保 17) 「特定共同指導等の実施に係る取扱いについて」におきまして、新規指定保険医療機関等に対する個別指導につきましては、あくまでも教育的な指導であり、個別指導とは区別する必要があることから、患者名の通知時期は 4 日前とするよう強く申し入れ、厚生労働省で検討している状況である旨お知らせしておりました。

今般、この申し入れどおりの取扱いとする旨の連絡がありましたことをご報告申し上げます。

また、例えば新規指定保険医療機関等に対する個別指導において、すべての患者のレセプトに遡及して自主返還が求められる事例などがあるため、指導の基礎的な部分の取扱いについて、厚生労働省当局に申し入れ、下記の点につきまして合意いたしましたので、ご連絡させていただきます。

さらに、平成 20 年 10 月、指導や監査の直接の権限が地方厚生 (支) 局に移管されて以降、都道府県医師会と行政の関係が悪化しているところのご指摘をいただいているところであります。

これにつきましても、地域によって都道府県事務所が様々な点について見解を明確にせず、ことある毎に「厚生 (支) 局が判断している」と回答するのみであり、都道府県医師会と厚生 (支) 局の都道府県事務所との間の意思疎通がうまくいっておらず、都道府県医師会は非常に距離感を感じている旨を伝え、今後の改善を強く申し入れたところでございます。

都道府県医師会におかれましては、今後とも指導・監査に関する具体的な問題点等につきまして、日本医師会までご指摘くだされば、その都度、厚生労働省当局に対して申し入れていく所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

- (1) 集団的個別指導、個別指導の選定基準  
指導大綱及び指導大綱実施要領のとおり。

※ 平成10年3月18日付け保険発第36号 医療課長通知「保険医療機関等に対する指導及び監査の取扱いについて」（平成10年3月31日付け日医発第1152号（保186））で、運用上、従来の都道府県個別指導を優先して実施することで集团的個別指導の集団部分のみの実施とすることも差し支えないという取扱いは継続している。

(2) 次段階への移行の教示

① 集団指導

教示しない。

② 集团的個別指導

正当な理由なく拒否した場合は、個別指導を行う旨の教示を行う。

③ 新規個別指導

教示しない。

④ 個別指導

正当な理由なく拒否した場合は、監査を行う旨の教示を行う。

※ 教示を行うとは「正当な理由なく拒否した場合は、個別指導や監査の対象となる場合がある」旨医療機関への通知文書に明記されることである。

(3) 自主返還の取扱い

① 集团的個別指導

返還を求めない。

② 新規個別指導

対象レセプト分のみの返還を求める。

③ 個別指導

指導月前1年分を求める。ただし、施設基準の返還の場合は最大5年とする。

※ 施設基準の適時調査における取扱いと同様に届出時に遡るか、もしくは要件を満たさない月までに遡っての返還となるが、書類の保存期間の関係から最大5年としている。

(4) 指導実施通知

① 集団指導

指導日の1か月前を目途に通知

② 集团的個別指導

指導日の3週間前を目途に通知

③ 新規個別指導

指導日の3週間前（DPC算定機関は4週間前）を目途に通知

④ 個別指導

指導日の3週間前（DPC算定機関は4週間前）を目途に通知

## (5) 指導対象となる患者名の通知

### ① 新規個別指導

指導日の4日前に、診療所は10名分、病院は20名分をFAXで連絡する。ただし、その日が土曜日、日曜日、休日、休診日である時はその前日（行政機関の開庁日）とする。

### ② 個別指導

指導日の4日前に15名分、前日に15名分をFAXで連絡する。ただし、その日が土曜日、日曜日、休日、休診日である時はその前日（行政機関の開庁日）とする。

※ FAXがない場合は電話や文書を持参するなど確実に患者名を連絡する。

## (6) 指導実施時間

### ① 新規個別指導

指導の目的が果たせる時間とし、原則として診療所は1時間、病院は2時間とする。指導時間には関係書類の確認の時間及び指導結果を説明する時間は含まない。

### ② 個別指導

指導の目的が果たせる時間とし、原則として診療所は2時間、病院は3時間とする。指導時間には関係書類の確認の時間及び指導結果を説明する時間は含まない。

※ 例えば診療所に対する個別指導の場合、指導対象となるレセプト30件に対して、一律的に2時間とするのではなく、状況に応じて長短はある。問題のない事例を引き延ばすものではなく、2時間以内で終了することもあり、また、何らかの問題が生ずるようなことがあれば、2時間を超えるような場合もある。